

○財務省告示第二百九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十八年六月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生 太郎

| 一 名称及び記 号 | 二 発行の根拠 の法律及びそ の条項 |
|-------------------------|--|
| 利付国庫債券（五年）（第二百二十 八回） | 財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項、東日本 大震災からの復興のための施策 を実施するための特別措置法及び財 源確保に関する特別措置法及び財 政運営に必要な財源の確保を図 るための法律の公債の発行の特 例に関する法律の一部を改正する 法律（平成二十八年法律第二十 三号）附則第二条第一項の規定に よりな効力を有するものとさ れた同法第二条の規定による改 正前の財政運営に必要な財源の 確保を図るための公債の発行の 特例に関する法律（平成二十四 年法律第一百一号）第二条第一 項及び財政運営に必要な財源の 確保を図るための公債の発行の特 例に関する法律（平成二十四年 法律第一百一号）第三条第一項並 びに特別会計に関する法律（平 成十九年法律第二十三号）第四 十六条第一項 |

三 振替法の適用等

四 発行方法

五 入札競争の決定方法

イ 入札競争
ロ 国債市場参加者・特別参加者
非競争入札競争

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）と競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場に特別参加者のごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札」という。）及び価格競争入札の募集の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者のごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「非価格競争入札」という。）

各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六
イ
発
入 価 入 価 ・ 別 債 行
札 格 行 札 格 第 参 市 及
発 競 発 競 II 加 場 び
行 争 額 行 争 非 者 特 国

金し三債要十十いに関関財法お則るた運保実震億つ定う額
額た条のな七八て基する政第効第法め営に施災三いにち面
で利第発財年億はづるた運二力二律のの公必するら三はづ財額
一付一行源度七ゝき法め営条を条の有第一債要るたの百ゝき政で
兆国項のの特確算百面行第公必規す一部のな特め復四額発法二
八債の特確算分七金し二債要定る項を発財別に興十面行第兆
千に規例保を、十額た条のなにも改行源措必の万金し四千
七つ定にを関財万で利第発財よの規正のの置要た円額た条八
百いに関関財円二千付一行源ると定す特確法なめゝで利第百
四て基する政円二千国項のの改されよ法にをび源施日百国項二
十はづるた運へ千国債の特確正たり律関関財の策本十債の億
五ゝき法め営平四に規例保前たり律関関財の策本十債の億
億額発律のに成百に規例保前たり律関関財の策本十債の億
六面行第公必二五つ定にをの同な附する政確を大人に規円

| 八 最 低 額 面 金 | ハ | | | | | | | | | | | ロ | | | | | | | | | | | 七 払 込 金 額 | | | | | | |
|----------------------------|--|---------------------------------------|---|--|---|--|---|--------------------------------------|--|---|------------------|-------------|---|---|--|---|--|------------------|----------------------------|--------------------------------------|--|--|--|---|------------------|----------------------------|---|--------------------------------------|----------------------------|
| | ハ | | | | | | | | | | | ロ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 行 争 入 札 発 競 | 非 争 入 札 格 第 II 加 | 者 非 争 入 札 格 第 I 加 | 特 者 非 争 入 札 格 第 I 加 | 国 者 非 争 入 札 格 第 II 加 | 国 債 市 場 | 行 争 入 札 発 競 | 非 争 入 札 格 第 I 加 | 者 非 争 入 札 格 第 II 加 | 特 者 非 争 入 札 格 第 II 加 | 国 債 市 場 | 入 札 行 | 格 競 争 | 行 争 入 札 発 競 | 非 争 入 札 格 第 II 加 | 者 非 争 入 札 格 第 I 加 | 特 者 非 争 入 札 格 第 II 加 | 国 債 市 場 | 行 争 入 札 発 競 | 非 争 入 札 格 第 I 加 | 者 非 争 入 札 格 第 II 加 | 国 債 市 場 | | | | | | | |
| 五 万 円 | 千 八 百 十 七 億 二 百 十 六 万 円 | | | | | 二 千 二 百 十 七 億 六 千 四 百 八 万 円 | 二 万 二 千 二 百 七 十 八 億 二 千 八 十 二 | | | | | | 二 兆 二 千 百 七 十 八 億 二 千 八 十 | で 千 七 百 八 十 七 億 円 | た 利 付 国 債 に つ い て 、 | 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き | 特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六 | 億 円 | い て 、 | に 基 づく 、 | 関 する 法 律 第 三 条 第 一 項 の 規 定 | 図 る た め の 公 債 の 発 行 の 特 例 に | 財 政 運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を | 九 億 三 千 百 四 十 万 円 | つ い て 、 | 定 む に 基 づ き | す る 法 律 第 四 十 六 条 | 千 三 百 五 十 万 円 、 | 特 別 会 計 に 関 |

| | | | | | | |
|--|--|---|--|---|-------------|------------------------|
| 十四 後第二 期子以 | | 十三 二 | | 十 イ 一 発 | 十 十 発 | 九 振額 替 単 位 |
| い日毎 てを年 、支六 その払月 の日と二 以前し日 六各及 月支十 間に払二 属に期月 すお十 | $\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$ 規下は払し払平年 定、次その期た期成〇 する号の銀額し、八一 期及び翌行を、次、十パー 日に第業業支の算の十二セン ついで十五日に支た。式に二十ト て同じ。いおうる。算り十日を て以き支出支 | 初利入価・別債行争非者特国入価 期札格第参市及入価・別債札格発 利発競Ⅱ加場び札格第参市発競 子率行争非者特国発競Ⅰ加場行争格日 | 八額七額 銭面錢面 金額上額 百の百 円そ円 につぞにつ きれの百 百の百 一応一 円募円 六価六 十格十 | 平す額の振 成る。整載 二。数又の 十八倍の記 年六の録は 月二十金、よ 日。額による 最振 も替 の額口 と金面座 簿 | | |

十
九
十
八
十
七
十
六
十
五

償還期
償還額
元利支
払場所
入札参
加者
払込期
日

平成二十八年六月二十日
財務大臣から通知を受けた者
日本銀行
額面金額
百円につき百円
平成三十三年六月二十日
る子を支払う。
利息を支払う。